

投資信託定期定額購入サービスの取扱約款改定のお知らせ

当行は、投資信託定期定額購入サービスの取扱いに関する規定の明確化を目的として、「投資信託定期定額購入サービスの取扱約款」を改定いたしますのでお知らせします。

なお、本改定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2025 年 4 月 1 日（火）

2. 改定する約款

投資信託定期定額購入サービスの取扱約款

下線部分変更

現 行	改 正 後
第 1 条～第 4 条 略 (申込内容の変更) 第 5 条 お客さまは、振替日の <u>5 営業日前</u> までに、当行所定の書面により当行に申し出ることにより、本サービスを変更または中止することができます。 (買付けの方法) 第 6 条 当行は、お客さまが指定する引落口座からの自動引落が成立した場合にかぎり、当該金額を当行がお預りし、目論見書の定めに従い、買付けを行います。その場合には、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。お客さまが指定する振替日の当行営業時間前において、お客さまが指定する引落口座の預金残高（総合口座等の貸越可能金額を除きます。）が、お客さまが指定する金額に満たないときは、自動引落は不成立となり、買付けは行いません。	第 1 条～第 4 条 現行どおり (申込内容の変更) 第 5 条 お客さまは、振替日の <u>3 営業日前</u> の当行所定の時限までに、当行所定の書面により当行に申し出ることにより、本サービスを変更または中止することができます。 (買付けの方法) 第 6 条 当行は、お客さまが指定する引落口座からの自動引落が成立した場合にかぎり、当該金額を当行がお預りし、目論見書の定めに従い、買付けを行います。その場合には、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。お客さまが指定する振替日の当行営業時間前において、お客さまが指定する引落口座の預金残高（総合口座等の貸越可能金額を除きます。）が、お客さまが指定する金額に満たないときは、自動引落は不成立となり、買付けは行いません。

(新設)

(買付時期および価額)

- 第7条 当行は、お客さまがご指定の引落口座から自動引落を行った日に、買付けの申込みがあったものとして取り扱います。
- 2 前項の買付け価額は、当該投資信託の目論見書に定める価額とし、当行所定の手数料等を加えた額とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付けの申込みを受け付けない場合または取り消した場合、買付けの申込みは不成立となります。この場合、自動引落した金額は、当該不成立となった日の翌営業日にご指定の引落口座にお戻しします。

(新設)

(換金および果実の再投資)

- 第8条 換金および果実の再投資は、「累積投資約款」に基づき行うものとします。

- 2 同一振替日に、本サービスを含めた指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座から引落しできる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

(買付時期および価額)

- 第7条 当行は、お客さまがご指定の引落口座から自動引落を行った日に、買付けの申込みがあったものとして取り扱います。
- 2 前項の買付け価額は、当該投資信託の目論見書に定める価額とし、当行所定の手数料等を加えた額とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、急な市場の休場等により自動引落日に指定銘柄が買付けができない場合は、当該引落金額は当行がお預かりし、翌営業日以降最初に買付可能となった日に当該指定銘柄の買付けを行うものとします。ただし、やむを得ない場合は買付けの申込みは不成立とし、自動引落した金額は、当該不成立となった日の翌営業日にご指定の引落口座にお戻しします。

(買付けの一時停止)

- 第8条 当行は、次の各号のいずれかに該当したときに買付けを一時的に停止することがあります。
- ① 信託会社が指定銘柄の買付けを停止した場合
- ② 委託会社の免許取消し、営業譲渡等または受託信託会社等の辞任等により、指定銘柄の買付けの取扱いが停止された場合
- ③ 災害、事変その他不可抗力の事由が発生、または当行の責めによらない事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
- ④ その他当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合
- 2 前項の事由により、一時停止した期間にかかる自動引落しおよび指定銘柄の買付けは、一時停止期間終了後も行いません。

(換金および果実の再投資)

- 第9条 換金および果実の再投資は、「累積投資約款」に基づき行うものとします。

(選定銘柄の除外)

第9条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は該当銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付け口座数が当行の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

(解約)

第10条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客さまが当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客さまが指定する引落口座を解約された場合
- ③ お客さまが指定銘柄の累積投資口座を解約された場合
- ④ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ⑤ 当行が本サービスの解約を申し出た場合

(その他)

第11条 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

(新設)

- 2 本約款に特段の定めが無いときは、「証券取引約款集（投資信託・公共債）」に記載の各定めにしたがうものとします。

(選定銘柄の除外)

第10条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は該当銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付け口座数が当行の定める所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

(解約)

第11条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客さまが当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客さまが指定する引落口座を解約された場合
- ③ お客さまが指定銘柄の累積投資口座を解約された場合
- ④ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ⑤ 当行が本サービスの解約を申し出た場合

(その他)

第12条 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

2 当行は次の各号により生じた損害について、その責任を負いません。

- ① 提出された書面の印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、または当行の定めるところにより本人確認を行い、相違ないものと認めて本サービスの手続を行った場合
- ② 第6条、第7条第3項または第8条の定めにより、指定銘柄の買付けが行われなかった場合

- 3 本約款に特段の定めが無いときは、「証券取引約款集（投資信託・公共債）」に記載の各定めにしたがうものとします。

<u>3</u> この契約による買付けについては、償還乗換優遇制度の対象となりません。	<u>4</u> この契約による買付けについては、償還乗換優遇制度の対象となりません。
---	---

以 上